

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年3月18日（令和3年（行情）諮問第90号）

答申日：令和3年11月11日（令和3年度（行情）答申第360号）

事件名：特定刑事施設視察委員会の特定年度「意見書」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年度「意見書」」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月9日付け仙管発第742号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、①意見書（本件対象文書を指す。以下同じ。）の第1の4の不開示決定を取り消す、②別紙（本件対象文書の別紙を指す。以下同じ。）の第1の2ないし4、同6、第2の4、5、第3の1ないし10の不開示決定を取り消す、との決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び本件意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

処分庁がいう理由には理由がない。

詳細な理由を記載した書面は、追って提出する。

##### （2）本件意見書

諮問庁から提出のあった理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）等について、下記のとおり意見の申立てを致します。

##### ア 理由説明書記載の別表1について

請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は、不開示となった部分の一部（開示すべき不開示部分）を開示すべきとの判断について異議はない。

##### イ 理由説明書記載の別表2について

（ア）意見書別紙3頁目の「第3の4の3行目4文字目ないし9行目」

は不開示を維持する理由には不服の申立てをする。

(イ) 理由説明書において縷々記載されているが、不開示部分は被収容者の意見であるから、理由説明書には理由がない。

(ウ) 尚、請求人は、不開示部分の記載文言をもって本件不開示が不当かつ失当であることを的確に述べることができないので、貴審査会に委ねることと致します。

ウ 不当な不開示判断について

(ア) 諮問庁の判断によると不開示とすべき箇所は「6文字」ということである。

(イ) ところが、処分庁は、膨大な箇所を不開示としたのである。

それ故、請求人は令和2年6月9日から開示されるであろうときまで、少なくとも1年以上知ることができる情報を知ることができなかったことになる。

処分庁の判断は、請求人に多大なる損害を与えることになるのである。

(ウ) 処分庁に、不当な判断がないように厳に指導をされることを諮問庁に対し求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が令和2年5月13日受付行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、本件対象文書について、令和2年6月9日付けでその一部を不開示とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、本件対象文書のうち、意見書第1の4（第2の4の誤りであると思われる。）並びに意見書別紙第1の2ないし4，同6，第2の4，5及び第3の1ないし10の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について、一部不開示とする理由がないなどとして、原処分の一部を取り消し、本件不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「意見書」と「意見書別紙」からなるところ、「意見書」は、特定刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、特定刑事施設の長に対し、特定年度の活動状況等を述べたものであり、「意見書別紙」は、被収容者から委員会に提供された意見・提案・要望等であって、委員会として特定刑事施設の長から回答を求める必要があると判断したものの及び特定刑事施設の運営に参考となると思料されるものについて取りまとめたものである。

3 本件不開示部分の記録の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、別表1に掲げる不開示部分の記録について、法5条の規定に基づく不開示情報該当性について検討したところ、いず

れも、同条各号に掲げる不開示情報に該当するものとは認められない。

- (2) 本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分には、刑事施設の規律及び秩序の維持に関する情報が記録されている。当該情報が開示された場合、刑事施設内の規律及び秩序の維持が困難となり、刑事施設の重要な責務である収容の確保に支障を生ずる結果を招くおそれがある。このような結果の発生は、適正な刑の執行に大きな支障を生ずることとなるから、当該不開示情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当し、また、これらの結果の発生を未然に防止するため、施設の警備体制を再検討する等の措置を講ずることを余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に規定される不開示情報にも該当する。
- 4 以上のとおり、本件不開示部分の記録は、別表1に掲げる部分を除き、法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、原処分については、別表1に掲げる記録を不開示とした部分を除き、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 令和3年3月18日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年4月8日    | 審査請求人から本件意見書を收受 |
| ④ | 同月12日     | 審議              |
| ⑤ | 同年10月8日   | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑥ | 同年11月5日   | 審議              |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めるものと解されるところ、諮問庁は、本件不開示部分のうち、別表1に掲げる部分を新たに開示することとし、これらを除く部分（別表2に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示維持部分には、特定刑事施設における職員の巡回規則の内容が記載されていると認められる。

(2) これを検討するに、本件不開示維持部分が開示された場合、刑事施設内の規律及び秩序の維持が困難となり、刑事施設の重要な責務である収容の確保に支障を生ずる結果を招くおそれがあり、このような結果の発生は、適正な刑の執行に大きな支障を生ずることとなる旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(3) 以上によれば、本件不開示維持部分を公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、本件不開示維持部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別表 1（諮問庁が新たに開示する部分）

該当頁	新たに開示する部分
意見書 2 頁目	第 2 の 4
意見書別紙 1 頁目	第 1 の 2, 3, 4 及び 6
意見書別紙 2 頁目	第 2 の 4 及び 5 第 3 の 1 ないし 3 第 3 の 4 の 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目
意見書別紙 3 頁目	第 3 の 5 ないし 10

別表 2（諮問庁がなお不開示を維持するとしている部分）

該当頁	なお不開示を維持する部分
意見書別紙 3 頁目	第 3 の 4 の 3 行目 4 文字目ないし 9 文字目